

糸島市補助金設計書

所管課 人権・男女共同参画推進課

補助金名称	男女共同参画人材育成補助金
区分	②奨励・支援的事業補助
該当例規等	糸島市男女共同参画人材育成補助金交付規程

【長期総合計画体系】

基本目標2_人と人がつながり助け合うまちづくり

政策3_男女共同参画・人権・多文化共生

施策①_男女共同参画社会の推進

1 補助の目的

男女共同参画に関する研修に参加する市民に対し、研修参加に必要な費用の一部を補助することで、男女共同参画を推進するための人材を育成する。

2 成果指標

指標①	研修等の参加者のうち、男女共同参画の推進に向け活動する者の割合(単年度)		
目標値①	70	(単位)	%以上

3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

補助対象事業

国内、国外で開催される男女共同参画に関する研修への参加

【補助対象者】

補助対象者

市内に居住し、かつ本市の住民基本台帳に記録されている者

4 補助対象(外)経費

【補助対象経費】

補助対象経費

- ・交通費:最も経済的な通常の経路及び方法により、研修開催場所まで旅行する交通費
- ・宿泊費:宿泊を伴う研修において、研修開催要領等で示される宿泊費
- ・参加負担金:研修に参加するために参加者が負担すべき費用(資料代を含む)
- ・その他:上記の経費以外で、研修に参加するために必要と認められる費用

【補助対象外経費】

上記以外

5 補助率・補助限度額、積算根拠

【補助率】 50 % 又は 分の

【積算根拠ほか】

補助率は、補助対象経費の2分の1以内。

補助限度額は、海外研修の場合5万円。国内研修のうち、宿泊を伴う場合は1万円。宿泊を伴わない場合は3,000円。

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和 3 年度 まで

事業開始後8年を経過する令和3年度をもって、事業を終了する。

男女共同参画人材育成事業は、男女共同参画の推進に向けた人材育成に取り組み、各種審議会委員等への女性登用率の向上を目的とし、平成22年7～令和元年度重点枠にて事業を実施してきた。

その結果、糸島市での審議会等女性登用率が平成26年度30.5%から令和元年度35.5%へ上昇。第4次福岡県男女共同参画計画及び第2次糸島市男女共同参画社会基本計画の審議会等女性登用率の目標値40%(令和2年度)に向け人材育成事業の成果が出ている状況であったが、令和2年度及び令和3年度はコロナ禍の影響もあり、実績が見込めない状況であることから、令和3年度をもって当該補助金を終了する。